

# 令和4年度の年金額をお知らせする「年金額改定・支給額変更通知書」「年金支払通知書」の発送について

年金受給者の皆様に、「年金支払通知書」、「年金額改定・支給額変更通知書」を発送します。

令和4年6月15日に年金のお支払いがある方については「年金支払通知書」を、年金額が改定された方には「年金額改定・支給額変更通知書」を、新しく年金が決定された方については「年金証書」を次のスケジュールで発送します。

## 1 発送スケジュール

令和4年6月7日から6月10日にかけて、順次発送します。

- ・郵便事情を考慮し、お手元に届くまで7日程度お待ちください。
- ・「年金支払通知書」と「年金証書」など、異なる種類の通知書は別々に発送しますので、必ずしも同日にお手元に届かない場合があります。

## 2 通知書作成日

令和4年6月7日

## 3 お問い合わせ先

年金額改定・支給額変更通知書、年金証書について	老齢給付に関すること	老齢審査第一課 (東日本担当)	03(3261)9843
		老齢審査第二課 (西日本担当)	03(3261)9844
	遺族給付に関すること	遺族・障害審査課 (遺族担当)	03(3261)9847
	障害給付に関すること	遺族・障害審査課 (障害担当)	03(3261)9849
年金支払通知書について		給付課	03(3261)9846
一般的な年金相談について		年金相談室	03(3261)9850

## 4 電話受付時間

月曜～金曜日 午前9時～12時、午後1時～5時

年金支給日の前後や休日明けの午前中は、お問い合わせが集中するため、電話が大変つながりにくくなります。週の後半や夕方などは比較的つながりやすくなりますので、時間をずらしておかけください。

なお、お問い合わせの際には、8594から始まる「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」をお知らせください。